

地域生活支援拠点等の整備促進に向けて（素案）

策定の経緯

- 第4期障がい福祉計画の成果目標に掲げられていたものの、整備が進まない状況にあったため、基盤整備促進WGで議論を重ね、**2016（平成28）年10月**、報告書としてとりまとめ、整備を進めるにあたっての課題整理や整備モデル案を提示
- 市町村における検討は一定進んだものの、その後も、**43市町村中6市***の整備にとどまっている現状などを踏まえ、**2018（平成30）年11月**、基盤整備促進WGを再度立ち上げ、市町村の整備促進に向けた方策を改めて検討することとした。

*吹田市、豊中市、堺市、富田林市・河内長野市・大阪狭山市の圏域

整備に向けた考え方（素案）

- 地域生活支援拠点等の目的は、地域生活において、障がい者やその家族の緊急事態に対応するために、市町村・基幹相談支援センター等を中心とした地域資源のネットワークを構築することである。
- まず取り組むべきところは、対象者を事前に把握するとともに、緊急時にかかる相談受付を可能とし、その際の支援のながれを明確にしておくことであり、そのための手法として、以下を提案する。

緊急時の定義づけ

- ㊦ 「緊急時」は人によって捉え方が異なることから、「緊急時」の定義を整理しておくことが必要
- ㊦ 地域生活支援拠点等で、どのような対象者に、どのような体制をとり、どのように対応するのかを整理するため、「緊急時」の定義づけを行う

登録制の導入

- ㊦ 緊急時の支援を適切かつスムーズに行うためには、事前に障がい特性や障がい福祉サービスの利用状況等を把握しておくことが必要
- ㊦ 緊急対応が必要な障がい者を事前に把握する「登録制」を導入する

緊急時の体制確保に向けたネットワークの構築

- ㊦ 緊急時の支援を適切かつスムーズに行うためには、「誰が」中心となり「どこで」「どのように支援するのか」を明確にしておくことが必要
- ㊦ 市町村や基幹相談支援センター等が緊急時のコーディネートを行うネットワークを構築する